

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
1	1	1	1	少人数学級推進事業	小学校高学年を対象とし、より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育む。	市単独	・会計年度任用職員(少人数学級講師)を7名任用 ・小学校7校	5		予定数の7校に非常勤講師を配置することができた。生徒指導上の課題への迅速な対応や学習意欲の向上による基礎学力の定着等、きめ細やかな支援・指導に大いに貢献した。	会計年度任用職員(少人数学習補助)を7名任用 小学校7校	学校教育課
2	1	1	1	市費講師配置事業	小・中学校のうち、合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実へ資するため市費講師を配置する。	市単独	市費講師8名雇用 小学校 4校 5名 中学校 3校 3名	5		市費講師を配置することにより、各校の生徒指導や学習指導を充実させることができた。	市費講師9名雇用 小学校 4校 5名 中学校 4校 4名	学校教育課
3	1	1	1	個別補充学習「マイ・スタディ」	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。	市単独	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。	5		「マイ・スタディ」で活用できる問題集として、本市の児童生徒の実態を踏まえて作成し、市内小中学校に配布していた「ベーシックTAKAMATSU」を新学習指導要領に準拠するよう改訂し、「ベーシックたかまつ2020」として全小中学校へ再配布した。各学校の実情に応じて、個別の補充学習を行い、基礎学力の定着に努めることができた。	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的を実施する。	学校教育課
4	1	1	1	ハートアドバイザー配置事業	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	県補助	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	5		不登校傾向児や集団の中で集中が持続しにくい児童等、約2000人の児童に対して、個別に学習支援や生活支援を行い、トラブルの未然防止や心の安定を図ることができた。また、学級担任や管理職、特別支援コーディネーター、養護教諭等と情報交換し、組織的な支援や保護者対応につなぐことで、教育相談体制の充実へ寄与した。	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	学校教育課
5	1	1	1	特別支援教育サポーター配置事業	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等のある児童生徒の学習を支援する。発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	5	○	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。新型コロナウイルス感染症の影響により、7日間の追加配置を行った。	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	学校教育課
6	1	1	1	特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	5	○	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。新型コロナウイルス感染症の影響により、7日間の追加配置を行った。	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	学校教育課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
7	1	1	1	英語教育推進事業	各学校への外国語指導助手(ALT)の派遣、小学校への英語指導補助員の配置、1日英語生活体験教室の実施により、中学校英語教育及び小学校英語教育(外国語活動)の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。	市単独	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。 外国語指導助手・・・22人、英語指導補助員・・・47校配置	5		高松市立学校へ安定し定期的にALT・英語指導補助員を派遣できた。学校からの配置の要望が強く、さらなる充実が期待されている。	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。 外国語指導助手・・・21人、英語指導補助員・・・47校配置	学校教育課
8	1	1	1	帰国児童等指導援助事業	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度	5		関係小中学校に指導者を派遣し、日本語教育を行った。	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(417千円)	学校教育課
9	1	1	1	副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 2種 19,457冊 8,742千円	5		副読本支給 小学校 2種 18,574冊 8,462千円	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
10	1	1	1	学校教育推進事業 (総合的な学習の時間活性化推進事業)(R元年度から名称変更)	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 研究指定校等 (鶴尾小、浅野小、檀紙小、高松第一小)	5		全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 22校1分校 研究指定校等 (一宮小、古高松中)	学校教育課
11	1	1	2	スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)	5		児童生徒をとりまく課題や問題の複雑化・深刻化が進み、解決が容易でない事案が増加しているが、SSWの家庭や関係機関への訪問が増加しており、SSWが学校と家庭・地域のパイプ役として機能していることがうかがえる。年度や校種をまたいで粘り強く継続支援をしているケースが多数あり、SSWの役割は学校にかかせないものとなっている。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)	学校教育課
12	1	1	2	いじめ等対策事業(スクールカウンセラー配置)	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5		すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置することで、小学校においては約3000件、中学校においては、約4000件の児童生徒、保護者、教職員等からの相談に応じ、指導援助を行うことができた。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	学校教育課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
13	1	1	2	教育相談・就学指導対策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	市単独	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。 教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	4		就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。 希望するすべての保護者296名と相談を行った。 教育相談窓口では、延べ191件の保護者からの相談を受け、保護者と学校をつないだり、課題解決に向けてアドバイスできた。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。 教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	総合教育センター
14	1	1	3	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	2	●	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施場所における利用定員の制限や感染対策の実施など、新規開設に当たっては厳しい状況であったため、未実施校区における新規開設はできなかった。 R2年度登録児童数2,053人(H31年度登録児童数3,040人) R2年度参加児童数19,182人(H31年度参加児童数39,808人) 今後、参加者の安全性の確保に配慮した事業の実施方法を検討する必要がある。	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課
15	1	1	3	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	—	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	2	●	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、3密を避けることが求められる状況において、参加人数を大幅に増やせず一体型の推進は困難であったため、未実施校区における新規開設はできなかった。 今後、参加者の安全性の確保に配慮した事業の実施方法を検討する必要がある。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課
16	1	1	3	学校教育推進事業 (総合的な学習の時間活性化推進事業)(R元年度から名称変更)	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 研究指定校等 (鶴尾小、浅野小、檀紙小、高松第一小)	5		全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 22校1分校 研究指定校等 (一宮小、古高松中)	学校教育課
17	1	1	3	まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	3	○	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)193講座 新型コロナウイルス感染症の影響により講座数は減少した。今後は、様々な内容に対応できるよう、開催方法などを柔軟に対応するなど、実施しやすい環境づくりに努める。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
18	1	1	4	高松市生徒みらい議会(中学・一高生対象)の開催	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育む。 一方、学校においては、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを行うことにより、児童生徒一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員、また、有権者としての役割を果たすことができるよう、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てている。	市単独	高松市生徒みらい議会の開催 参加人数：中学生22名、高校生8名 あいさつ：市長、市議会議長、教育長 議会説明：議会運営委員長 内容：生徒は四つの委員会においてグループ協議を行い、その成果を基に全体にて意見交換を行う。	1		令和2年8月27日(木)14:00～16:30の予定で高松市議会本会議場等を会場として開催する準備を進めていたが、本会議場の改修工事が行われることになったため、令和2年度の高松市生徒みらい議会を中止した。 なお、市議会事務局より、入札不調で工期のずれが生じ、工期が令和3年6月議会終了後から令和4年6月議会開催前までの期間に変更となる旨の連絡があったが、令和2年4月の段階で、高松市立小中学校、高松第一高等学校に中止決定の連絡済みであったため、中止のままとした。	令和3年6月議会終了後から令和3年6月議会開催前までの期間、本会議場が改修工事に入るため、使用不可能となる。よって、令和3年度は生徒みらい議会の開催を中止する。	学校教育課
19	1	2	1	認定こども園化の推進	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こども園」を増やす。	市単独 国補助	幼保一体化施設整備(川島地区) 幼保一体化施設整備(浅野地区)	5		川島地区及び浅野地区において、幼保連携型認定こども園への移行に向けた施設整備が完了した。	平成28年3月に策定した、「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、他地区における施設整備を実施する。	こども保育教育課
20	1	2	1	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	市単独	2・3号認定子ども(0から2歳児クラス)14,313人 329,079千円 【R1年度実績に基づく】 ※1号認定子どもは幼児教育・保育の無償化により対象外	5		2・3号認定子ども(0から2歳児クラス)8,356人 228,806千円 ※新型コロナウイルス感染症の影響による日割り分は訂正していない。	2・3号認定子ども(0から2歳児クラス)8,356人 228,806千円 【R2年度実績に基づく】	こども保育教育課
21	1	2	1	保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦(夫)控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	市単独	5件【R1年度実績に基づく】	5		2件	R3年度税制改正のひとり親控除創設により、R3年9月利用者負担額算定から、みなし寡婦控除のみなし適用対象者なしとなる。	こども保育教育課
22	1	2	1	私立幼稚園就園奨励費補助	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。			R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	こども保育教育課
23	1	2	1	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	延べ人数 768人延べ減免額 1,536千円 【R1年実績に基づく】※幼児教育・保育の無償化に伴い、対象者は、ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減のみとなる。	5		延べ人数 612人 延べ減免額 7,797千円	延べ人数 612人 延べ減免額 7,797千円 【R2年度実績に基づく】	こども保育教育課
24	1	2	2	「強めよう絆」推進事業	指導主事や学校相談員(退職教員)を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。	市単独	派遣退職職員 10校10名	5		9校10名の退職職員の派遣により派遣校の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図ることができた。	派遣退職職員 10校10名	学校教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
25	1	2	2	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国補助 市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,736人 214,115千円 ・中学校 1,759人 230,601千円	5		学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,690人 183,982千円 ・中学校 1,729人 171,312千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,708人 212,326千円 ・中学校 1,763人 228,407千円	学校教育課
26	1	2	2	特別支援教育サポーター配置事業	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等の児童生徒の学習を支援する。発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	5	○	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。新型コロナウイルス感染症の影響により、7日間の追加配置を行った。	特別支援教育サポーター44名雇用 小学校28校 中学校16校	学校教育課
27	1	2	2	特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	5	○	各配置校の状況に応じて、児童生徒に対して適切な支援を行うことができた。新型コロナウイルス感染症の影響により、7日間の追加配置を行った。	特別支援教育支援員65名雇用 小学校41校 中学校20校	学校教育課
28	1	2	2	副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 2種 19,457冊 8,742千円	5		副読本支給 小学校 2種 18,574冊 8,462千円	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
29	1	2	2	帰国児童等指導援助事業	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度	5		関係小中学校に指導者を派遣し、日本語教育を行った。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(417千円)	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度 指導援助事業補助金交付(417千円)	学校教育課
30	1	2	2	スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)	5		児童生徒をとりまく課題や問題の複雑化・深刻化が進み、解決が容易でない事業が増加しているが、SSWの家庭や関係機関への訪問が増加しており、SSWが学校と家庭・地域のパイプ役として機能していることがうかがえる。年度や校種をまたいで粘り強く継続支援をしているケースが多数あり、SSWの役割は学校にかかせないものとなっている。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)	学校教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
31	1	2	2	いじめ等対策事業(スクールカウンセラー配置)	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5		すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置することで、小学校においては約3000件、中学校においては、約4000件の児童生徒、保護者、教職員等からの相談に応じ、指導援助を行うことができた。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	学校教育課
32	1	2	2	不登校対策事業	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	市単独	教育支援センターみなみの拡充とともに、指導員を増員し、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	4		教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」69名、「みなみ」35名を受け入れた。中学3年生の通室生については、進学率91%であった。	教育支援センターでの体験活動を充実させ、不登校児童生徒を受け入れ、支援する。	総合教育センター
33	1	2	3	高等学校等入学準備金貸付事業	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	4		・入学準備金貸付 1,600千円 国公立 6人×100千円 私立 4人×250千円	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	学校教育課
34	1	2	3	奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	5		・奨学金支給 20,466千円 奨学生195人 月額9,000円	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	学校教育課
35	1	2	3	大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 140千円 7人	4		・教育資金の利子補給 70千円 5人	・教育資金の利子補給 90千円 5人	学校教育課
36	1	2	4	学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。	国補助	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。また、保護者も含め生活習慣・育成環境の改善に関する支援を実施する。 5か所目開設の準備に着手する。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	3	○	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、年度当初は開設ができない時期もあったが、生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促すことができた。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。また、保護者も含め生活習慣・育成環境の改善に関する支援を実施する。 5か所目開設の準備に着手する。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	生活福祉課
37	2	1	1	生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	3		新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されたが、生活保護申請件数は、対前年度比では減である。その中、就労支援者は前年度より増加した。また、すぐに就労ができない状態の方に対しては、就労準備支援事業で生活のリズムを整えるなど、意欲の喚起を行った。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
38	2	1	1	自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3		生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては、支援プランを作成せずに情報提供だけを行うケース、他制度や他機関につなぐケースもあり、近年は支援プラン作成に至らないことが多い。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
39	2	1	1	女性相談事業	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5		配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事情に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 令和2年度 相談延べ件数：4,522件 実人員：656人 うち、DV被害相談延べ件数：574件 実人員：236人	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	こども女性相談課
40	2	1	1	母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入手させて、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	国補助	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある(DV被害にあった女子等)とその監護すべき児童が福祉に欠けたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	4		配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子(DV被害にあった女子等)とその者の監護すべき児童が福祉に欠けると認められた場合において、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行った。なお、平成20年度から、市の直営から指定管理制度に移行し、管理運営を社会福祉法人に委託している。 令和3年3月1日現在の入所状況 6世帯14人 (実入所世帯・入所者数)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子(DV被害にあった女子等)と、その監護すべき児童が、福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	こども女性相談課
41	2	1	1	母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数 1,066件 サポートブック 3,000冊配布 日曜出張相談件数 5件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	こども家庭課
42	2	1	1	各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5		各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 自立支援教育訓練給付金 11件 482,408円 高等職業訓練促進給付金 18件 23,426,000円 高等職業訓練修了支援給付金 5件 225,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
43	2	1	1	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	国補助	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	4		児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。 プログラム策定件数 88件	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	こども家庭課
44	2	1	1	就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	就職支援セミナー R2.11開催予定	5		就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。 就職支援セミナー、パソコン講習会 受講者8人	就職支援セミナー、パソコン講習会 R3.11開催予定	こども家庭課
45	2	1	1	児童扶養手当	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国補助	児童扶養手当の支給 受給児童数63,625人 1,761,880千円	5		経済的に弱い立場のひとり親家庭に支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。 受給児童数65,373人 1,768,044千円	児童扶養手当の支給 受給児童数63,661人 1,729,041千円	こども家庭課
46	2	1	1	保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	5		生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行った。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども保育教育課
47	2	1	2	障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国補助	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	4		対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図った。	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	障がい福祉課
48	2	1	2	病児保育事業	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国・ 県補助	・病児保育施設：6か所（委託） トビウメ小児科 西岡医院 小林内科小児科医院 へいわこどもクリニック しづや小児科 わき外科・内科クリニック	5	○	病児保育施設：6か所（委託） ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小林内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しづや小児科 ・わき外科・内科クリニック 年間延べ利用人数：2,494人 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に比べ、利用者数が大幅に減少したものの、ニーズの高い事業である。	病児保育施設：6か所（委託） ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小林内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しづや小児科 ・わき外科・内科クリニック	子育て支援課
49	2	1	2	放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国補助	公立7教室、民間2教室を開室し、受け皿の確保に努める。	4		民間6教室及び夏季限定で公立2教室を開室することにより、待機児童は110人（目標は100人）となった。	民間2教室、公立5教室を開室することにより、待機児童を解消する。	子育て支援課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
50	2	1	2	子育て短期支援事業	保護者が疾病、仕事などで、家庭における養育等が一時的に困難となる場合若しくは、育児不安等により、身体的・精神的負担の軽減を必要とする場合、児童福祉施設等において、当該児童を一時的に養育・保護を行う。	国・ 県補助	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行います。	5		保護者が病気、仕事、育児疲れなどで、一時的に養育が困難となった場合に、児童養護施設等で児童を一時的に養育・保護することにより、保護者の子育てと仕事の両立に寄与した。 実人数 8人 延日数 36人日	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。現在受け入れ先は施設のみであるが、今年度中に里親委託追加による受け入れ先の拡充を予定。	こども女性相談課
51	2	1	2	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親が安心して子育てをするため、一時的に家事援助等のサービスが必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する。	国補助	利用時間8:00～20:00 利用料(1時間あたり) 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方(児童扶養手当受給水準) 150円 課税世帯の方(それ以外の世帯) 300円	5		家庭生活支援員を派遣し、家事等のサービスを提供することにより、ひとり親家庭の負担軽減につながった。 利用時間数 186時間	利用時間8:00～20:00 利用料(1時間あたり) 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方(児童扶養手当受給水準) 150円 課税世帯の方(それ以外の世帯) 300円	こども家庭課
52	2	1	2	病児保育事業(体調不良児対応型)	(私立)保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。	国・ 県補助 市単独	私立 2か所 8,944千円 診断連絡票補助150千円	5		私立 2か所 8,944千円 診断連絡票補助150千円	私立 2か所 8,998千円 診断連絡票補助150千円	こども保育教育課
53	2	1	2	認可外保育施設保育料助成	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	対象児童延べ人数 1,890人 助成額 25,843千円	5		対象児童延べ人数 1,735人 助成額 24,218千円	対象児童延べ人数 1,930人 助成額 26,405千円	こども保育教育課
54	2	1	2	延長保育事業	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かる。	国・ 県補助 市単独	【公立】 公立保育所、こども園23か所実施予定 【私立】 69か所 補助65,769千円 市単14,484千円	4		【公立】 公立保育所、こども園23か所で実施 【私立】 70か所 補助44,757千円 市単15,589千円	【公立】 公立保育所、こども園23か所で実施予定 【私立】 72か所 補助68,495千円 市単15,925千円	こども保育教育課
55	2	1	2	一時預かり事業	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合等一時的に子どもを預かる。	国・ 県補助 市単独	【公立】 公立保育所2か所、こども園8か所で実施予定 【私立】 42か所(うち補助36か所、自主6か所) 事業費 補助132,711千円 市単100千円	4		【公立】 公立保育所2か所、こども園8か所で実施 【私立】 42か所(うち補助36か所、自主6か所) 事業費 補助79,087千円 市単3,047千円	【公立】 公立保育所2か所、こども園10か所で実施予定 【私立】 44か所(うち補助40か所、自主4か所) 事業費 補助109,061千円 市単400千円	こども保育教育課
56	2	1	2	保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	5		生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行った。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども保育教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
57	2	1	2	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。【NPO法人に事業委託】	国・県補助	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,800人 ※三木町、綾川町（瀬戸・高松広域連携中核都市圏の形成に係る連携協約による取組事業）からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	4		委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,478人 登録会員数は計画値に達しなかったものの、相互援助活動の連絡調整・支援などを行い、子育て家庭への支援、相互援助の意識醸成につながった。	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,800人 ※三木町、綾川町（瀬戸・高松広域連携中核都市圏の形成に係る連携協約による取組事業）からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	子育て支援課
58	2	1	3	相談事業（女性こころの相談）	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	市単独	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	4		令和2年度の相談実績は、360件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	男女共同参画・協働推進課
59	2	1	3	助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	5		保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数 24件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	こども女性相談課
60	2	1	3	ひとり親家庭等医療費助成	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	ひとり親家庭等医療 受給者数 10,231人 1人当たり助成額（/月）3,413円	5		ひとり親家庭等医療費の自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。 受給者数 9,944人 1人当たり助成額（/月）3,284円	ひとり親家庭等医療 受給者数 9,916人 1人当たり助成額（/月）3,439円	こども家庭課
61	2	1	3	母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	5		母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	健康づくり推進課
62	2	1	3	産後ケア事業	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	国補助	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。 宿泊型58件、通所型21件	4		産後満4か月までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行った。 宿泊型46件、通所型34件	産後満4か月までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。 宿泊型57件、通所型30件	健康づくり推進課
63	2	1	3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国・県補助	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,356人	4		生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。 新生児訪問指導 2,704人	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,318人	健康づくり推進課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
64	2	2	1	要保護児童対策支援事業	支援が必要な家庭に対し、関係機関等と情報共有、役割分担をして、児童の置かれている状況が改善するように支援する。	国・ 県補助	高松市児童対策協議会として、児童虐待を始めとする要保護児童等の早期発見と適切な対応を図るため、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行います。	5		社会問題となっている児童虐待の増加を防ぎ、減少させるために必要な事業であり、予防のための各種啓発活動、具体的事例の解決のためのケース会議、関係機関を対象とした講演の実施など、積極的に行ってきた。また通告のあった児童の進行管理を確実に行うことができた。 高松市児童対策協議会 代表者会議 1回 実務者会議 11回(情報交換会を含む) 個別ケース検討会 221回	関係機関等と連携し、児童虐待を始めとする要保護児童の、早期発見と適切な対応に努め、その家族を支援するとともに、児童虐待防止啓発活動を行う。	こども女性相談課
65	2	2	2	こども食堂等支援事業	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供することも食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助(開催)：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助(食数)：1食あたり150円 ④多世代交流加算：1回あたり500円 ・助成所数：4か所	3	○	申請のあった2団体に対して補助をした。しかし、補助要綱の規定により補助対象とならないケースがあったり、書類数が多いなどの理由から申請しづらいといった声もあったため、補助要件を整理し、要件を緩和するなど、要綱を見直す必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂を休止・中止する団体があった。	補助内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営経費：1月の開催回数又は食事等の配付回数が1回の場合 月額7,000円、2回以上の場合 月額14,000円 補助か所数：7か所	子育て支援課
66	2	2	2	母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	5		母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	健康づくり推進課
67	2	2	3	高齢者居場所づくり事業	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国・ 県補助	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	5		各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付した。	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	長寿福祉課
68	2	2	3	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	2	●	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施場所における利用定員の制限や感染対策の実施など、新規開設に当たっては厳しい状況であったため、未実施校区における新規開設はできなかった。 R2年度登録児童数2,053人(H31年度登録児童数3,040人) R2年度参加児童数19,182人(H31年度参加児童数39,808人) 今後、参加者の安全性の確保に配慮した事業の実施方法を検討する必要がある。	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
69	2	2	3	一体型の放課後児童クラブ 及び子ども教室の推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	—	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	2	●	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、3密を避けることが求められる状況において、参加人数を大幅に増やす一体型の推進は困難であったため、未実施校区における新規開設はできなかった。今後、参加者の安全性の確保に配慮した事業の実施方法を検討する必要がある。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課
70	2	2	3	放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余剰教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国補助	公立7教室、民間2教室を開室し、受け皿の確保に努める。	4		民間6教室及び夏季限定で公立2教室を開室することにより、待機児童は110人(目標は100人)となった。	民間2教室、公立5教室を開室することにより、待機児童を解消する。	子育て支援課
71	2	2	3	こども食堂等支援事業	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供することも食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・助成内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営補助(開催)：月額4,000円又は8,000円 ③運営補助(食数)：1食当たり150円 ④多世代交流加算：1回当たり500円 ・助成か所数：4か所	3	○	申請のあった2団体に対して補助をした。しかし、補助要綱の規定により補助対象とならないケースがあったり、書類数が多いなどの理由から申請しづらいといった声もあったため、補助要件を整理し、要件を緩和するなど、要綱を見直す必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂を休止・中止する団体があった。	補助内容 ①初期経費：上限100,000円 ②運営経費：1月の開催回数又は食事等の配付回数1回の場合 月額7,000円、2回以上の場合 月額14,000円 補助か所数：7か所	子育て支援課
72	2	2	3	まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	3	○	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)193講座 新型コロナウイルス感染症の影響により講座数は減少した。今後は、様々な内容に対応できるよう、開催方法などを柔軟に対応するなど、実施しやすい環境づくりに努める。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター
73	2	2	4	高齢者居場所づくり事業	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国・ 県補助	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	5		各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付した。	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	長寿福祉課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
74	2	2	4	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	2	●	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施場所における利用定員の制限や感染対策の実施など、新規開設に当たっては厳しい状況であったため、未実施校区における新規開設はできなかった。 R2年度登録児童数2,053人（H31年度登録児童数3,040人） R2年度参加児童数19,182人（H31年度参加児童数39,808人） 今後、参加者の安全性の確保に配慮した事業の実施方法を検討する必要がある。	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課
75	2	2	4	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	—	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	2	●	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、3密を避けることが求められる状況において、参加人数を大幅に増やす一体型の推進は困難であったため、未実施校区における新規開設はできなかった。 今後、参加者の安全性の確保に配慮した事業の実施方法を検討する必要がある。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるような組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課
76	2	2	4	こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中核都市圏の小・中学校）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学体験等）、プラネタリウム投影を実施する。	市単独	こども未来館学習は、新型コロナウイルス感染症の影響で1学期に実施予定だった学校については、日程調整を行い、2学期以降に延期した。予定どおり実施できるかは、今後の状況と学校側の判断次第である。チャレンジ教室、体験プログラムについては、今後の状況に応じて実施できるか判断することになる。6月3日から全面閉館したことにより、プラネタリウム投影は再開したが、今後も状況に応じての対応となる。	3	○	・こども未来館学習（6校）324人 ・チャレンジ教室 63人 ・科学・アート体験教室 2,659人 ・プラネタリウム投影 8,298人 新型コロナウイルス感染症の影響で、当館で実施した未来館学習は6校に留まり、代わりに職員が学校に訪問する「出張！こども未来館学習」を実施した。また、チャレンジ教室は定員を変更して実施、香川高専による科学体験教室は前年度延期になったものだけを実施、プラネタリウムは投影スケジュールや定員を変更して行うなど、新型コロナウイルス感染症の影響で前年度までに比べ実績が下回った。今後、参加者の更なる安全性の確保に配慮し事業を実施していきたい。	こども未来館学習を予定どおり実施できるかは、今後の状況と学校側の判断次第であるが、感染症対策を行い実施中である。また、チャレンジ教室、体験プログラムについては、今後の状況に応じて実施できるか判断することになるが、概ね実施予定である。プラネタリウムは定員を削減するなどの対策を行い投影している。（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で5月4日から6月1日まで全面閉館、6月2日から6月20日まで土日閉館している。こども未来館学習は新型コロナウイルス感染症対策を行った上で実施した。）	こども未来館
77	2	2	4	こども未来館わくわく体験事業	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、1月にこども未来館まつりを開催する。	市単独	新型コロナウイルス感染症の影響でこども未来館わくわく体験事業（夏）は公募を見送り、状況によって小規模の職員によるミニイベントを実施できるか検討中。その後のものについても状況に応じて実施できるか判断することになる。	3	○	・公募プログラム等 新型コロナウイルス感染症の影響により自粛 ・こども未来館まつり 175人 ・遊び体験プログラム 109人 不特定多数が参加する公募プログラム等の実施は自粛のため、前年度に比べ参加者数は減少した。今後、参加者の更なる安全性の確保に配慮し事業を実施していきたい。	今後の状況に応じて実施できるか判断することになるが、概ね実施予定である。（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で5月4日から6月1日まで全面閉館、6月2日から6月20日まで土日閉館している。）	こども未来館
78	2	2	4	学校教育推進事業 （総合的な学習の時間活性化推進事業）（R元年度から名称変更）	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 23校1分校 研究指定校等 （鶴尾小、浅野小、檀紙小、高松第一小）	5		全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校1分校 中学校 22校1分校 研究指定校等 （一宮小、古高松中）	学校教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
79	2	2	4	まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	3	○	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)193講座 新型コロナウイルス感染症の影響により講座数は減少した。今後は、様々な内容に対応できるよう、開催方法などを柔軟に対応するなど、実施しやすい環境づくりに努める。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター
80	2	3	1	助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	5		保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数 24件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	こども女性相談課
81	2	3	1	母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	5		母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	健康づくり推進課
82	2	3	1	産後ケア事業	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。	国補助	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。 宿泊型58件、通所型21件	4		産後満4か月までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行った。 宿泊型46件、通所型34件	産後満4か月までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。 宿泊型57件、通所型30件	健康づくり推進課
83	2	3	1	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国・ 県補助	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,356人	4		生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。 新生児訪問指導 2,704人	生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,318人	健康づくり推進課

通し番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)			
					事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)		
84	2	3	1	子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	国・県補助	母子保健コーディネーター配置：8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行う。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	4	○	母子保健コーディネーター配置：8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。(100%) ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行った。 (要支援妊婦 894人、うち支援につながった割合 77.5%) ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行った。 (母子相談件数 21,874件、コーディネーター件数 9,079件) ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行った。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会1回、以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	母子保健コーディネーター配置：8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行う。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	健康づくり推進課
85	2	3	2	母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5		修学資金、修業資金、就学支度資金等各种貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金36件 20,205千円 父子福祉資金 2件 869千円 寡婦福祉資金 3件 606千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課
86	2	3	2	市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯及び子育て世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。	市単独	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。 ○4戸募集	3		令和2年度1戸募集 1戸入居 昨年度は入居募集に出せる母子・父子世帯向けの住宅を十分に確保することができなかったが、来年度以降は、計画的に募集に出せる空き家を確保することにより、対象者の入居の優遇措置を図る。	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。 ○4戸募集	市営住宅課
87	3	1	1	相談事業(女性のための就労相談)	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	市単独	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付	4		令和2年度の相談実績は、231件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付	男女共同参画・協働推進課
88	3	1	1	自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3		生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては、支援プランを作成せずに情報提供だけを行うケース、他制度や他機関につながるケースもあり、近年は支援プラン作成に至らないことが多い。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
89	3	1	1	各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5		各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 自立支援教育訓練給付金 11件 482,408円 高等職業訓練促進給付金 18件 23,426,000円 高等職業訓練修了支援給付金 5件 225,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課

通し 番号	施策体系	事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)			
					事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)		
90	3	1	1	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	国補助	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	4		児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。 プログラム策定件数 88件	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	子ども家庭課
91	3	1	1	就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	就職支援セミナー R2.11開催予定	5		就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。 就職支援セミナー、パソコン講習会 受講者8人	就職支援セミナー、パソコン講習会 R3.11開催予定	子ども家庭課
92	3	1	1	子育て支援中小企業等表彰制度	次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画を策定した市内の中小企業等(計画策定が努力義務とされている従業者100人以下の中小企業等が対象)のうち、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業等を表彰し、もって、市内の中小企業等における次世代育成支援の取組を促進することを目的とするもの。	市単独	子育て支援中小企業等表彰事業については、平成30年度をもって廃止した。					産業振興課
93	3	1	1	合同就職面接(説明)会の開催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接(説明)会を香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催するもの。	他団体との共催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接(説明)会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。	4		新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接(説明)会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催した。 開催日:令和2年8月26日 参加求職者:162人	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接(説明)会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。	産業振興課
94	3	1	2	各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5		各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 自立支援教育訓練給付金 11件 482,408円 高等職業訓練促進給付金 18件 23,426,000円 高等職業訓練修了支援給付金 5件 225,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	子ども家庭課
95	3	1	2	就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	就職支援セミナー R2.11開催予定	5		就労につながる可能性の高い資格や技術取得のための研修等を開催した。 就職支援セミナー、パソコン講習会 受講者8人	就職支援セミナー、パソコン講習会 R3.11開催予定	子ども家庭課
96	3	2	1	母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数 1,066件 サポートブック 3,000冊配布 日曜出張相談件数 5件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	子ども家庭課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
97	3	2	1	各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5		各種自立支援金を給付することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 自立支援教育訓練給付金 11件 482,408円 高等職業訓練促進給付金 18件 23,426,000円 高等職業訓練修了支援給付金 5件 225,000円	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課
98	3	2	1	母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5		修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金36件20,205千円 父子福祉資金 2件 869千円 寡婦福祉資金 3件 606千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課
99	3	3	1	障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国補助	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	4		対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図った。	対象者のうち、保護者が生活保護の受給又は市民税非課税の状況である場合、利用料を免除し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、障がいのある児童の育成を図る。	障がい福祉課
100	3	3	1	生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	3		新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念されたが、生活保護申請件数は、対前年度比では減である。 その中、就労支援者は前年度より増加した。また、すぐに就労ができない状態の方に対しては、就労準備支援事業で生活のリズムを整えるなど、意欲の喚起を行った。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
101	3	3	1	たすけ合い金庫	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付ける。	その他	生活困窮者のための緊急的、一時的な援助・救済を目的とした貸付事業を行う。 【貸付条件】 緊急かつ一時的に生活費等を必要とし、他から融資を受けることが困難な高松市民であって、世帯を単位として貸付けを行うもの 想定貸付件数 200件	4		想定貸付件数を下回る件数となったものの、低所得者の更生、救済に大きく寄与した。 貸付件数実績 140件 (新型コロナウイルス感染症の影響により失業又は休業した人に対して生活福祉資金貸付制度の特例貸付があったことも貸付件数減少の要因と考えられる)	生活困窮者のための緊急的、一時的な援助・救済を目的とした貸付事業を行う。 【貸付条件】 緊急かつ一時的に生活費等を必要とし、他から融資を受けることが困難な高松市民であって、世帯を単位として貸付けを行うもの 想定貸付件数 200件	健康福祉総務課
102	3	3	1	放課後児童クラブ利用料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、又は非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免する。	市単独	生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	5		申請者の内、該当する世帯に関しては、利用料の減免を行った。	生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	子育て支援課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
103	3	3	1	病児保育事業	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国・ 県補助	・病児保育施設：6か所（委託） トビウメ小児科 西岡医院 小児内科小児科医院 へいわこどもクリニック しぶや小児科 わき外科・内科クリニック	5	○	病児保育施設：6か所（委託） ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小児内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しぶや小児科 ・わき外科・内科クリニック 年間延べ利用人数：2,494人 なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に比べ、利用者数が大幅に減少したものの、ニーズの高い事業である。	病児保育施設：6か所（委託） ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小児内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しぶや小児科 ・わき外科・内科クリニック	子育て支援課
104	3	3	1	助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	5		保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数 24件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	こども女性相談課
105	3	3	1	児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	国補助	児童手当 受給児童数 610,240人 6,583,510千円	5		現金給付を行うことにより、子育て支援施策に貢献した。また、支給要件の調査を十分に実施し、適正な事務に努めた。 受給児童数 612,755人 6,575,105千円	児童手当 受給児童数 593,513人 6,508,270千円	こども家庭課
106	3	3	1	子ども医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、0歳から15歳年度末までの子の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	対象年齢：0歳から15歳年度末まで 乳幼児 受給者数 23,507人 小学生 受給者数 23,224人 中学生 受給者数 11,892人	5		子ども医療費の自己負担分を助成することにより、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図ることができた。 乳幼児 受給者数 21,925人 1人あたり助成額（/月） 2,604円 小学生 受給者数 20,169人 1人あたり助成額（/月） 2,457円 中学生 受給者数 7,608人 1人あたり助成額（/月） 1,999円	対象年齢：0歳から15歳年度末まで 乳幼児 受給者数 23,118人 小学生 受給者数 22,629人 中学生 受給者数 11,681人	こども家庭課
107	3	3	1	児童扶養手当	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国補助	児童扶養手当の支給 受給児童数63,625人 1,761,880千円	5		経済的に弱い立場のひとり親家庭に支給することにより、経済的負担の軽減を図ることができた。 受給児童数65,373人 1,768,044千円	児童扶養手当の支給 受給児童数63,661人 1,729,041千円	こども家庭課
108	3	3	1	ひとり親家庭等医療費助成	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	ひとり親家庭等医療 受給者数 10,231人 1人あたり助成額（/月）3,413円	5		ひとり親家庭等医療費の自己負担分を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。 受給者数 9,944人 1人あたり助成額（/月） 3,284円	ひとり親家庭等医療 受給者数 9,916人 1人あたり助成額（/月） 3,439円	こども家庭課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
109	3	3	1	母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5		修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金36件20,205千円 父子福祉資金2件 869千円 寡婦福祉資金3件 606千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課
110	3	3	1	認可外保育施設保育料助成	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	対象児童延べ人数 1,890人 助成額 25,843千円	5		対象児童延べ人数 1,735人 助成額 24,218千円	対象児童延べ人数 1,930人 助成額 26,405千円	こども保育教育課
111	3	3	1	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	市単独	2・3号認定子ども(0から2歳児クラス)14,313人 329,079千円 【R1年度実績に基づく】 ※1号認定子どもは幼児教育・保育の無償化により対象外	5		2・3号認定子ども(0から2歳児クラス)8,356人 228,806千円 ※新型コロナウイルス感染症の影響による日割り分は訂正していない。	2・3号認定子ども(0から2歳児クラス)8,356人 228,806千円 【R2年度実績に基づく】	こども保育教育課
112	3	3	1	保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦(夫)控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	市単独	5件【R1年度実績に基づく】	5		2件	R3年度税制改正のひとり親控除創設により、R3年9月利用者負担額算定から、みなし寡婦控除のみなし適用対象者なしとなる。	こども保育教育課
113	3	3	1	私立幼稚園就園奨励費補助	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。			R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	こども保育教育課
114	3	3	1	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	延べ人数 768人延べ減免額 1,536千円 【R1年実績に基づく】※幼児教育・保育の無償化に伴い、対象者は、ひとり親世帯等の利用者負担額の軽減のみとなる。	5		延べ人数 612人 延べ減免額 7,797千円	延べ人数 612人 延べ減免額 7,797千円 【R2年度実績に基づく】	こども保育教育課
115	3	3	1	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国補助 市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,736人 214,115千円 ・中学校 1,759人 230,601千円	5		学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,690人 183,982千円 ・中学校 1,729人 171,312千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,708人 212,326千円 ・中学校 1,763人 228,407千円	学校教育課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
116	3	3	1	副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	副読本支給 小学校 2種 19,457冊 8,742千円	5		副読本支給 小学校 2種 18,574冊 8,462千円	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
117	3	3	1	高等学校等入学準備金貸付事業	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	4		・入学準備金貸付 1,600千円 国公立 6人×100千円 私立 4人×250千円	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	学校教育課
118	3	3	1	奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	5		・奨学金支給 20,466千円 奨学生195人 月額9,000円	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	学校教育課
119	3	3	1	大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 140千円 7人	4		・教育資金の利子補給 70千円 5人	・教育資金の利子補給 90千円 5人	学校教育課
120	3	3	2	子どもの養育に関する手引きの配布	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配付する。	—	法務省発行の離婚届を提出した未成年の子どもがいる人に子どもの養育に関するパンフレットを配付する。	5		法務省発行の離婚届を提出した未成年の子どもがいる人に子どもの養育に関するパンフレットを配付した。	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配付する。	市民課
121	3	3	2	無料法律相談などの案内	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。		ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数 1,066件 日曜出張相談件数 5件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	こども家庭課
122	3	3	2	母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等）。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5		修学資金、修業資金、就学支度資金等各種貸付貸付を行い、子の福祉向上やひとり親家庭の自立に寄与した。 母子福祉資金36件20,205千円 父子福祉資金 2件 869千円 寡婦福祉資金 3件 606千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童（子）の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課
123	4	1	1	子どもの貧困対策コーディネート事業	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	国補助	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催	4		①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー（R2年8月28日開催）、勉強会（R2年6月29日開催、R3年2月15日開催） ②コーディネーター養成研修（基礎研修：R2年10月21日開催、専門研修：R2年11月4日、11日開催）	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催	健康福祉総務課地域共生社会推進室

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
124	4	1	1	女性相談事業	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5		配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事情に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 令和2年度 相談延べ件数：4,522件 実人員：656人 うち、DV被害相談延べ件数：574件 実人員：236人	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	子ども女性相談課
125	4	1	1	利用者支援事業	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	国・ 県補助	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 子ども園総務課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。 (土日、祝日を除く9:00～17:00)	5	○	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 子ども園総務課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行った。 (土日、祝日を除く9:00～17:00) なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に比べ、利用者数が若干減少したものの、ニーズの高い事業である。	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 子ども園総務課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。 (土日、祝日を除く9:00～17:00)	子ども保育教育課 (子ども園) 子育て支援課 (その他)
126	4	1	1	関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。また、保育所、子ども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。		各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	5		各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、関係機関との連携を図るとともに、情報共有をしながら問題解決に向けた助言を行うことができた。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	学校教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
127	4	1	1	高松型地域共生社会構築事業	子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につなぐとともに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、分野別の「縦割り」を超えた相談支援を実施する。	国補助	①まるごと福祉相談員の配置(4名) ②事業周知等啓発チラシ作成・配布 ③国の研修会参加 ④つながる福祉相談窓口の設置準備(3か所) ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議の開催 ⑥まるごと福祉会議の開催 ⑦職員等研修会開催	4	○	①まるごと福祉相談員4名配置(牟礼・香川・勝賀・国分寺エリア) ②事業周知用のチラシ(作成50,000部、配布32,390部) ③全国担当者会(R2年7月30日オンライン開催)、自治体職員等向け研修(R2年10月14日オンライン開催)、ブロック別研修(R3年1月7日オンライン開催)、支援者向け研修(R3年2月16日配信動画) ④R2年10月1日に牟礼・香川総合センターに、R3年1月18日に国分寺総合センターに、R3年4月1日に本庁につながる福祉相談窓口開設 ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議(7回開催) ⑥関係機関実務担当者会(1回開催)、連携主担当・副担当者会議(1回開催)、情報共有会(12回開催)、まるごと福祉コアメンバー会議(11回開催)、まるごと福祉定例会議(8回開催)、まるごと福祉個別会議(4回開催)、既存会議を活用した個別会議(8回開催) ⑦全職員を対象に研修(新型コロナウイルス感染症の影響によりインフォギャラリーを活用)	①まるごと福祉相談員の配置(5名) ②事業周知等啓発チラシ作成・配布 ③国の研修会参加 ④つながる福祉相談窓口の設置準備(1か所) ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議の開催 ⑥まるごと福祉会議の開催 ⑦職員等研修会開催	健康福祉総務課地域共生社会推進室
128	4	1	2	広報事業	市が実施している子どもの貧困対策の推進に資する施策や事業等の情報について、ホームページや広報高松、Lineなど各種広報媒体を通じて提供を行う。	市単独	【広報紙】 「広報高松」の発行を始めとし、ホームページやSNS、市が企画する市政情報番組等の各種媒体を活用し、関係課と連携しながら、子どもの貧困対策に資する施策や事業等の情報発信を行う。	3		【広聴広報課】 「広報高松」の子育てコーナーを中心として、子どもの貧困対策の推進に資する事業等の掲載を行った。 今後、子どもの貧困に関する情報を必要とする対象者に対し、効果的に情報が届けられるよう、積極的な情報発信が必要。	【広聴広報課】 引き続き「広報高松」やホームページ、市が企画する市政情報番組等を通じて、子どもの貧困に資する施策や事業等の情報について情報発信を行う。 また、関係課と連携し、子どもの貧困に関する効果的な情報発信について検討を進める。	広聴広報課 健康福祉総務課 子育て支援課
129	4	1	2	「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等	子育てに役立つ情報などをまとめた「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつ子育て情報サイトらっこネット」による情報発信を行う。	市単独	・子育て支援総合情報発信事業サイトの情報更新・運営管理、ハンドブックの情報管理などを行う。 子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理及び増刷(フリーペーパー10,000部) 子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の運営	5		・子育て支援総合情報発信事業サイトの情報更新・運営管理、ハンドブックの情報管理などを行った。 子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理及び増刷(フリーペーパー10,000部) 子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の運営	・子育て支援総合情報発信事業サイトの情報更新・運営管理、ハンドブックの情報管理などを行う。 子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理(フリーペーパー10,000部) 子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の運営	子育て支援課
130	4	1	2	「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。		ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 サポートブック 3,000冊配布	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	子ども家庭課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度		担当課 (令和3年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
131	4	2	1	相談事業(女性のための法律相談)	男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。(年6回)	市単独	女性弁護士による女性のための法律相談を4回実施する	4		女性弁護士による法律相談を4回と、併せて法律講座を1回実施することができた。	女性弁護士による女性のための法律相談を4回実施する。	男女共同参画 ・協働推進課
132	4	2	1	相談事業(女性こころの相談)	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	市単独	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	4		令和2年度の相談実績は、360件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	男女共同参画 ・協働推進課
133	4	2	1	相談事業(女性のための就労相談)	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	市単独	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付	4		令和2年度の相談実績は、231件であった。引き続き相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めていく。	毎週月・水・金の10:00～17:00相談受付	男女共同参画 ・協働推進課
134	4	2	1	ふれあいのまちづくり事業	地域住民の抱える各種問題について、広く相談に応じ、専門機関への紹介などを実施する高松市社会福祉協議会の事業に対し、補助している。	市単独	1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営(相談件数:220件) 【本所】 毎週月・金曜日の一般相談、毎週水曜日の介護福祉相談、毎週木曜日の行政相談、月2回の弁護士相談、年3回の総合相談 【塩江、牟礼、庵治、香川、香南、国分寺支所】 月1回の一般相談 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」を年2回発行	5		1 誰でも気軽に何でも相談できる相談体制の推進 ・ふれあい相談センターの運営(相談件数:223件) 一般相談 63件 介護福祉相談 0件 行政相談 20件 弁護士相談 79件 総合相談 61件 2 広報紙の発行など啓発普及事業の推進 ・地域福祉活動推進のための啓発普及活動 社協広報紙「福祉だより」の発行 年2回	補助金等の見直しにより、令和3年度より当事業は廃止した。 ただし、ふれあい相談センター運営及び地域福祉活動推進のための啓発普及活動等高松市社会福祉協議会としての事業は、今後も継続して行われる。	健康福祉総務課
135	4	2	1	自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3		生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては、支援プランを作成せずに情報提供だけを行うケース、他制度や他機関につなぐケースもあり、近年は支援プラン作成に至らないことが多い。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
136	4	2	1	児童家庭相談事業	子どもや家庭に関する様々な悩みや問題等に対して、家庭相談員が、相談援助を行う。	国補助	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	5		社会問題となっている児童虐待の増加を防ぎ、減少させるために、養育に不安のある保護者に対し、家庭訪問や電話対応など、問題解決に向けて積極的に活動できた。 家庭相談員1人 子ども家庭支援員4人 相談日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時 延べ相談対応件数 15、130件	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として、子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行う。	こども女性相談課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
137	4	2	1	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていく。	国補助	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、主任児童委員、児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行います。	5		子ども家庭支援員、虐待対応専門員、心理担当支援員を配置。	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげる。	こども女性相談課
138	4	2	1	女性相談事業	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活・家庭等女性の抱える問題や悩みごと相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5		配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事情に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 令和2年度 相談延べ件数：4,522件 実人員：656人 うち、DV被害相談延べ件数：574件 実人員：236人	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	こども女性相談課
139	4	2	1	子どもの貧困対策コーディネート事業	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	国補助	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催	4		①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー(R2年8月28日開催)、勉強会(R2年6月29日開催、R3年2月15日開催) ②コーディネーター養成研修(基礎研修：R2年10月21日開催、専門研修：R2年11月4日、11日開催)	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会の開催	健康福祉総務課地域共生社会推進室
140	4	2	1	母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数 1,066件 サポートブック 3,000冊配布 日曜出張相談件数 5件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言・他機関の紹介等を行う。平日相談を行うことが難しい方対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。 ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」を配布する。 国庫補助対象・サポートブック作成等	こども家庭課
141	4	2	1	無料法律相談などの案内	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。		ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 自立支援相談件数 1,066件 日曜出張相談件数 5件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	こども家庭課
142	4	2	1	ひとり親家庭等日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月最終日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行う。		ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、平日相談を行うことが難しい方を対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 日曜出張相談件数 5件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、平日相談を行うことが難しい方を対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。	こども家庭課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
143	4	2	1	利用者支援事業	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	国・ 県補助	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。 (土日、祝日を除く9:00～17:00)	5	○	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行った。 (土日、祝日を除く9:00～17:00) なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度に比べ、利用者数が若干減少したものの、ニーズの高い事業である。	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 こども園総務課(1拠点) ・春日こども園地域子育て支援センター 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。 (土日、祝日を除く9:00～17:00)	こども保育教育課 (こども園) 子育て支援課 (その他)
144	4	2	1	子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	国・ 県補助	母子保健コーディネーター配置:8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	4	○	母子保健コーディネーター配置:8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。(100%) ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行った。 (要支援妊婦 894人、うち支援につながった割合 77.5%) ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行った。 (母子相談件数 21,874件、コーディネーター件数 9,079件) ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行った。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会1回、以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)	母子保健コーディネーター配置:8名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	健康づくり推進課
145	4	2	1	ハートアドバイザー配置事業	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	県補助	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	5		不登校傾向児や集団の中で集中が持続しにくい児童等、約2000人の児童に対して、個別に学習支援や生活支援を行い、トラブルの未然防止や心の安定を図ることができた。また、学級担任や管理職、特別支援コーディネーター、養護教諭等と情報交換し、組織的な支援や保護者対応につなぐことで、教育相談体制の充実に寄与した。	ハートアドバイザー40名雇用小学校40校	学校教育課
146	4	2	1	スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)	5		児童生徒をとりまく課題や問題の複雑化・深刻化が進み、解決が容易でない事業が増加しているが、SSWの家庭や関係機関への訪問が増加しており、SSWが学校と家庭・地域のパイプ役として機能していることがうかがえる。年度や校種をまたいで粘り強く継続支援をしているケースが多数あり、SSWの役割は学校にかかせないものとなっている。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:13人)	学校教育課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和2年度			令和3年度	担当課 (令和3年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針		事業内容(計画)
147	4	2	1	いじめ等対策事業(スクールカウンセラー配置)	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5		すべての小・中学校にスクールカウンセラーを配置することで、小学校においては約3000件、中学校においては、約4000件の児童生徒、保護者、教職員等からの相談に応じ、指導援助を行うことができた。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	学校教育課
148	4	2	1	関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。		各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	5		各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、関係機関との連携を図るとともに、情報共有をしながら問題解決に向けた助言を行うことができた。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	学校教育課
149	4	2	1	教育相談・就学指導対策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	市単独	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	4		就学前の保護者を対象に就学説明会、就学相談を実施し、希望するすべての保護者296名と相談を行った。教育相談窓口では、延べ191件の保護者からの相談を受け、保護者と学校をつないだり、課題解決に向けてアドバイスできた。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	総合教育センター
150	4	2	1	不登校対策事業	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	市単独	教育支援センターみなみの拡充とともに、指導員を増員し、2か所の教育支援センターで不登校児童生徒を受け入れる。	4		教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」69名、「みなみ」35名を受け入れた。中学3年生の通室生については、進学率91%であった。	教育支援センターでの体験活動を充実させ、不登校児童生徒を受け入れ、支援する。	総合教育センター